●1　送水口

送水口は、令第 29 条第 2 項及び規則第 31 条の規定によるほか次によること。

(1) 令第 29 条第 2 項第 3 号に規定する「消防自動車が容易に接近することができる位置」とは、消防自動車が支障なく走行できる場所から概ね 10m以内の場所をいう。

(2) 送水口は、「スプリンクラー設備等の送水口の基準」（平成 13 年消防庁告示第 37 号）に適合するもので、結合金具は差し込み式とすること。
　なお、原則として認定品とすること。

(3) 送水口は、立管ごとに専用の配管とすること。

(4) 送水口を複数設ける場合は、ホースの接続に支障のない間隔を取ること。

送水口が平行となる場合
（上下の関係も同様）

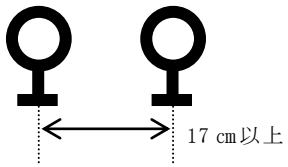

立管式等の双口で 90°の角度を有する場合

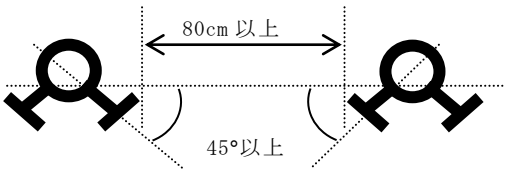

(5) 標識は、10 cm×30 cm以上の大きさで赤地に白文字の「送水口」と表示すること。

(6) 同一階に複数の放水口がある場合は、立管の位置を色分けした符号を明記する平面図を設けるとともに、送水口にも対応する色又は符号を明示する標識を設けること。

(7) 送水口付近にその位置を示す灯火を設ける場合は、送水口を中心として概ね 1mの範囲内でその上部の壁面等に設けるものとし、その電源等は非常コンセント設備に設ける灯火の例によること。

(8) 消防用水を設ける場合は、当該消防用水の採水口又は吸管投入孔から概ね 20m以内の位置に送水口を設けること。

●2　放水口

放水口は、令第 29 条第 2 項及び規則第 31 条の規定によるほか次によること。

(1) 設置場所は、次のいずれかの場所に設けること。なお、非常コンセント設備及び非常電話を設けるものにあっては、それらと併設すること。
　ア　特別避難階段の附室
　イ　非常用エレベーターの乗降室 ★
　ウ　階段室 ★
　エ　屋外階段
　オ　直接外気に開放された廊下で、階段から 5m以内の部分

(2) ホース接続口は、財団法人日本消防設備安全センターによる認定品の呼称 65 の差込式の差し口とすること。

(3) 放水口は、厚さ 1.6mm 以上の鋼製で操作に支障のない大きさの格納箱内に設置すること。

(4) 格納箱の扉の開閉方向は、ホースの延長に支障のない向きとすること。

(5) 11 階以上の階には赤色の灯火を設けることが望ましい。なお、赤色の灯火は非常コンセントのものと兼用とすることができる。

(6) 格納箱に発信機、表示灯、非常コンセント及び非常電話等を内蔵するものは、水の飛まつがかからないような措置をすること。

(7) 令第 29 条第 2 項第 4 号に規定する「放水用器具」とはいずれも差込式の次に掲げるものをいい、 11 階以上の各階に設けること。
　ア　各階に設置する場合
　イ　階数三以内ごとに 1 つ又は 11 階建に設置する場合
　(ア)　棒状・噴霧・停止の切り替えができるノズルのついた管槍 2 個
　(イ)　呼称 65 の 20mホース 4 本

(8) 上記(7)の放水用器具は、放水口の格納箱内に収納しておくこと。やむを得ず放水用器具を別置する場合は、放水口から歩行距離 5m以内の距離にある専用の厚さ 1.6mm以上の鋼製で収納及び取り出しに支障のない大きさの格納箱内に置くこと。

(9) 上記(8)の格納箱には、10 cm×50 cm以上の大きさで識別しやすい色の「放水用器具格納箱」と表示する標識を設けること。 ★

(10) 放水口の標識は、格納箱の扉に赤地に白文字で「放水口」と表示する 10 cm×30 cm以上の大きさとすること。 ★

●3　配管等

配管は、令第 29 条第 2 項第 2 号及び規則第 31 条第 5 号の規定によるほか次によること。

(1)　配管、管継手及び弁類は、送水圧力が 1MPa を超える場合に適合するものであること。

(2)　送水口の付近の点検に支障のない場所に止水弁及び逆止弁を設けること。

(3)　配管の最低部には、逆止弁を挟んで両側に排水弁及び排水用の配管等を設けること。

(4)　湿式とする場合であって、凍結のおそれのある部分には、凍結防止のための有効な措置をとること。

(5)　複数の立管がある場合は、送水口付近の見やすい個所に送水口別の立管の位置が容易にわかる基準階の平面図を表示するもの（経年劣化しにくい素材で作製すること。）を設けること。
　特に立管ごとに専用の送水口を設け、同一箇所にそれぞれの送水口がある場合は、各送水口の直近に立管別の名称又は色を表示すること。
　なお、送水口と放水口の関係が容易にわかる場合は、上記の限りでないこと。 ☆

例

ア　複数の立管が連結されている場合

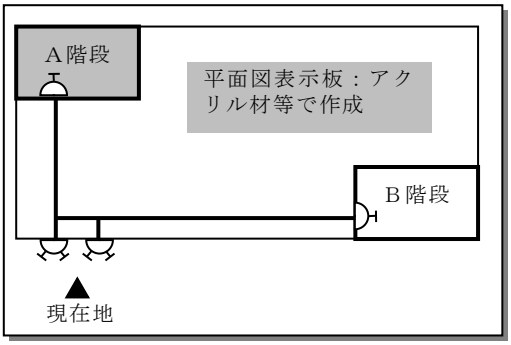

イ　立管ごとに専用の送水口がある場合

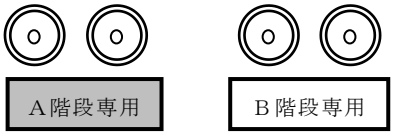

送水口の表示例

◇　連結送水管設備

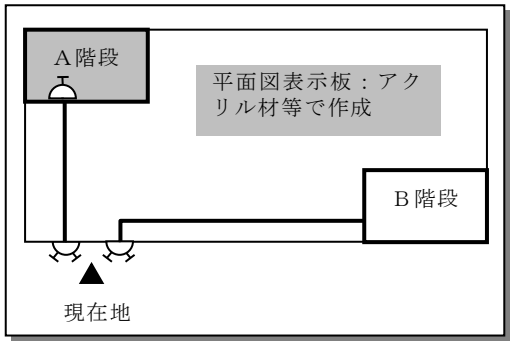

●4　ブースターポンプ

連結送水管に設ける加圧送水装置（以下「ブースターポンプ」という。）は、規則第 31 条第 6 号の規定によるほか次によること。

(1) 送水口における送水圧力を 1.6MPa 以下として最遠のノズルから800L／minで放水できる高さに設置すること。

(2) 吐出量は、規則第 31 条第 6 号イの規定に係らず 2400L／min 以上とすること。

(3) ブースターポンプの締切揚程に押込揚程を加えたものが 170m以上となる場合は、複数のブースターポンプを直列に設けて当該揚程を 170m未満とすること。

(4) ブースターポンプ周辺の配管は、次によること。

ア　ブースターポンプの給水側配管と吐出側配管の間には、止水弁及び逆止弁を設けたバイパス配管を設けること。

イ　ブースターポンプの故障時に可搬ポンプにより中継送水をするための放水口を給水側配管側、送水口を吐出側配管側に設けること。

ウ　ブースターポンプの給水側と吐出側に設ける止水弁は、主管となる配管に設けること。

エ　送水圧力を 1.6MPa として押込圧力がブースターポンプの許容圧力以上となる場合は、ブースターポンプの給水側に点検のためのバイパス配管を設けた圧力調整弁とその前後に止水弁を設けること。

(5) ブースターポンプの起動装置は、送水口の直近及び中央管理室（建基令第２０条の２第２号に規定するもの。）、防災センター、守衛室及びその他これらに類する場所（常時人がいる場所に限る。以下「防災センター等」という。）から遠隔起動と停止ができるものであること。なお、ブースターポンプ室、送水口及び防災センター等において相互に連絡できる装置（インターフォン等で、見やすい箇所に「防災センター通話装置」と表示されたもの）を設置した場合にあっては、送水口の直近に起動装置を設けないことができる。

(6) ブースターポンプの起動装置及び連絡装置は箱内等に収納し、いたずら等により操作されない措置を講じること。

(7) 送水口には、当該ブースターポンプの許容押込圧力を「○○階以上ブースターポンプ設置」及び「最高送水圧力○○MPa」と表示した標識を設けること。